

2015 年度（第1回）司法支援建築会議運営委員会 議事録

（記録：事務局）

A. 日時：2015 年6月12 日（金）15 時00分～17 時00分

B. 場所：日本建築学会会議室

C. 出席者：委員長 上谷宏二

委員 安達俊夫 有馬 賢 池永博威 井上勝夫 小野徹郎（東海支部長）

荻谷邦彦 後藤伸一 坂本 功 鈴木秀三 梶田佳寛

北海道支部長 井野 智

近畿支部長 鈴木計夫

前調査研究部会町 松本光平

（敬称略）

D. 提出資料

資料1-1 運営委員会議事録（案）（2月13 日）

資料1-2 第16回建築関係訴訟委員会・第22回同分科会議事録要旨
同上事前配付資料

資料1-3 代議員・東京工業大学瀧口克己名誉教授の「質問書」に対する回答

資料1-4 鑑定人候補者リスト（千葉地方裁判所、長野地方裁判所）

資料1-5 調査研究部会論考集（資料別添）

資料1-6 第7回司法支援建築会議建築紛争フォーラム「住宅の防水を巡る建築紛争の現
状と課題」（案）

資料1-7 平成27年東京地方裁判所「建築関係事件研究会」への推薦講師

資料1-8-1 司法支援建築会議活動報告（案）

1-8-2 司法支援建築会議北海道支部2014年度活動報告

1-8-3 司法支援建築会議東海支部報告

1-8-4 司法支援建築会議近畿支部2014年度活動報告

資料1-9 司法支援建築会議行動規範について

司法支援建築会議行動規範に関するメール文書

司法支援建築会議運営規程（2014年1月20日理事会改）

E. 確認事項

1. 前回議事録案（2月13日）の確認

事務局から前回議事録案の項目と要点の説明がなされ、了承した。

2. 報告事項

（1）第16回建築関係訴訟委員会及び第22回同分科会開催報告

上谷委員長から、3月23日に最高裁の会議室にて開催された第16回建築関係訴訟委員会
第22回同分科会議事録要旨の説明（近時の建築関係訴訟に関する統計報告、及び司法支援

建築会議への鑑定人、専門委員等の推薦依頼の実績、民事局の施策、司法支援建築会議の活動報告) がなされた。

(2) 瀧口克己氏からの質問書に対する回答

上谷委員長から、標記質問書に対して、吉野会長の了承を得て回答(5月27日付)したとの報告がなされた。

<質問と回答要旨>

- 1) 「会員登録者は原則として私的鑑定人になることはできない」という制限事項により会員登録をあきらめてきた。利益相反、責任相反あるいは専門家倫理の問題は、個人の責任であり、専門家の活動の制限は可能な限り少ない方がよい。
→司法支援建築会議会員という立場では鑑定を生業とするのは中立性が欠けるので問題がある。専門家の倫理の問題は、個人の問題ではなく、社会的な問題であり、司法支援建築会議運営委員会の内規に問題はない。
- 2) 会員登録者を顕彰するにはふさわしい「会議」の運営規則が必要である。
→この顕彰は、日本建築学会理事会が検討し、制度を決めたものであり、司法支援建築会議の運営規則が必要であるという指摘は当たらない。

(3) 部会報告

<支援部会>

千葉地裁木更津支部、長野地裁諏訪支部への鑑定人候補者推薦

坂本支援部会長から、鑑定人候補者推薦について以下の報告がなされた。

- ・千葉地裁木更津支部→島田喜男 ((株)島田建築事務所)
- ・長野地裁諏訪支部 →室井 博 (鹿島建設(株)建築管理本部建築工務部)

<調査研究部会>

鑑定・調停等実績報告書データベースの公開

後藤調査研究部会長から、「鑑定・調停等実績報告書データベースのフォーマットを改めたがデータを書き直さなければならぬため、公開を見合わせている」との報告がなされた。

調査研究部会論考集

松本前部会長から、論考集を作成したとの報告と内容の説明がなされた。

新たな課題「監理者の権限(裁量、代理権)」

後藤調査研究部会長から新たな課題として「監理者の権限(裁量、代理権)」の検討することにしたとの報告がなされた。

<普及・交流部会>

第7回建築紛争フォーラム(関東)の開催

安達普及・交流部会長から、2015年度大会関連行事として開催する第7回建築紛争フォーラムの企画説明がなされた(詳細は資料参照)。

- ・テーマ:住宅の“防水”を巡る建築紛争の現状と課題

・日 時：2015年9月9日（水）13:30～17:00

・会 場：建築会館ホール

東京地裁「建築関係事件研究会」への講師推薦

安達普及・交流部会長から、東京地裁「建築関係事件研究会」への講師推薦について以下の報告がなされた。

・7月2日：「工事監理緒の実際」→後藤伸一（ゴウ総合計画㈱）

・10月8日：「住宅と防音、生活騒音等」→中澤真司（鉄建建設㈱）

〈修補工事費見積り検討小委員会〉

池永委員から、「修補工事費見積り方法の検討報告会(5/8)」の開催報告があり、現在報告書をまとめているとの報告がなされた。

〈集合住宅の音環境に係る建築紛争と対策編集小委員会〉

井上委員から、「集合住宅の音環境に係る紛争と対策」原稿（350頁）を集め読み合わせを始めたこと、予定を半月程遅れていることが報告され、査読を当委員会にお願いしたいとの依頼がなされた。

・編集小委員会が査読者案を上谷委員長に連絡することとし、委員長にその選考を一任することとした。

〈紛争にならないための設計実務教科書編集小委員会〉

仙田先生が来られ次第ご報告いただくとした。

（4）本部・支部活動報告

本部

上谷委員長から、資料（No. 1-8-1）に基づき、司法支援建築会議 2014 年度活動報告（案）の内容と、この報告が会報第 14 号の原稿案になるとの説明がなされた。

北海道支部

井野北海道支部長から、資料（No. 1-8-2）に基づき、北海道支部 2014 年度活動報告がなされた。

東海支部

小野東海支部長から、資料（No. 1-8-3）に基づき、東海支部報告がなされた。

近畿支部

鈴木近畿支部長から、資料（No. 1-8-4）に基づき、近畿支部2014年度活動報告がなされた。

E. 審議事項

1. 会議会員から「司法支援建築会議行動規範」についての問い合わせ

上谷委員長から、「司法支援建築会議行動規範—登録会員は原則私的鑑定人になることはできない」についての問い合わせについての説明がなされ、前回承認を得て会議会員へお送りした文章等の確認を行った。

次の意見があった。

- ・ 弁護士の場合と同じく、会員の職業的な本務業務の中で調査・鑑定を行うことは許容されるのではないか。
- ・ 「原則として」私的鑑定はできない、「原則として」原告、被告をサポートできないとしているので、特例規程を議論すべきである。
- ・ 「原則」を外すにはそれ相応の理由が要る。残すのであれば中立性をおかさない方法を明らかにする必要がある。
- ・ この件に関しては継続審議とし、時間を掛けて審議することとした。

2. 運営委員会の委員追加

事務局から「2015年5月末をもって5名が退任した。運営規程人数(15名以上25名以下)には足りている（現在20名）が、必要があれば委員追加をすることができる。」との説明がなされ、相応しい方があれば、推薦していただくこととした。

次回：2015年11月頃に開催するとして、通信にて日程調整することとした。

日程調整の結果、11月6日（金）15時～17時となる。

以上